

令和 8 年八郎潟町議会第 3 回臨時会 会議録

令和8年7月28日(火)

(開会 午前10時)

議長 柳田裕平

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第3回臨時会は成立いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1「議席の指定について」でございます。今回当選されました山田健太郎君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長より指定します。山田健太郎君を2番に指定します。

ここで、山田健太郎君から、一言ご挨拶をいただきます。はい、山田君、どうぞ。

2番 山田健太郎

はい、それでは、私のほうから簡単にご挨拶をさせていただきます。

八郎潟町の補議選から一カ月が経ちまして、自分自身これまで浦大町の副川神社の例大祭だったりとか、一夜市のイベント設備等、様々な活動に、この一カ月間で参加させていただき、やっぱり一人一人の小さな力が、この町の大きな力になっていくんだなっていうことを強く実感する日々です。

その中で、皆さんとお話しさせていただき、自分自身すごく期待を寄せていただいてるっていうことも、すごく実感するような一カ月間でした。

自分自身、議員の活動ってどういうことかなっていうふうに考えてた時に、チェックの機能だとか、そういったことが最初にやっぱりくるんですけど、監視するっていうこと勿論すごく大事な仕事ではあると同時に、監視するだけでは、やっぱりこの町は、どうも良くなっていくっていう方向にはいけないと思っていて、監視するだけじゃなくて、もっとこうしたらいんじゃないかっていうことを言葉だけじゃなくて、自分の行動として示していくっていうのが、自分がこれから議員としてやっていく上で重要な事になってくるのかなと思ってます。

なので、今後また、そういった活動を通して選挙期間中に、これから「八郎湯終わっていく」みたいなこととか、「八郎湯無くなる」みたいな不安の声を、すごくたくさん聞いたんですけど、自分の活動っていうのが、そういう方々の少しでも希望になったりとか、期待に繋がっていくっていうふうなことを自分自身やっていきたいなと思ってます。

最後になるんですけど、そういった活動の…なんて言うか、表れって言えばあれなんですけど、8月15日に田んぼアートのお祭りがあって、その中で浦大町の盆踊りが少し復活するっていうふうなイベントもあって、そういった活動に自分もちょっと終日参加するので、町民の皆様方には参加していただいて、そこで一緒にお話ししたりして、今後の八郎潟のこととかについても、いろいろ一緒にお話しできればと思っています。

はい、と言うことで、ちょっと長くなりましたが、これから本議会、臨時議会、よろしくお願いします。

(議員一同より拍手あり)

議長 柳田裕平

はい、頑張ってください。

次に、日程第２「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第１２７条の規定により議長より指名いたします。

8番 小林響騎君、9番 畠山一充君。

次に、日程第3「会期の決定について」は、議会運営委員長 松田真寿美君の報告を求めます。はい、6番 松田真寿美君。

議 会 運 営 委 員 長

松田真寿美 おはようございます。6番 松田真寿美でございます。

私から、第3回臨時会の日程・運営等について当議会運営委員会で審議いたしましたので、その審議経過と結果をご報告いたします。

本日、午前9時30分から第2委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。

今回の臨時会の議案等は、

- ・選挙案件が2件

- ・承認案件が1件

- ・補正予算関係議案が2件
- ・人事案件が1件

- ・特別功労表彰の同意議案が1件
- ・報告が1件

となっております。

したがって、本委員会では会期をタブレットに掲載のとおり、本日一日限りと決定しております。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日一日限りと決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
この臨時会に出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

それでは、審議に入ります。

日程第4「議員辞職の報告について」でございます。6月12日付けで、京極幸村君から辞職願が出されましたので、それを受理し同日付で辞職許可の通知をしたことを、会議規則第99条第2項の規定によりご報告いたします。

また、7月4日に開催された「関東地区八郎潟町ふるさと会」に、6月28日に初当選をした山田健太郎君が、議長の許可を得て参加しておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第5「総務産業常任委員会委員の選任について」です。総務産業常任委員会に欠員1名が生じております。議会委員会条例第7条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。2番 山田健太郎君を、総務産業常任委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、2番 山田健太郎君を総務産業常任委員に指名いたします。
次に、日程第6「総務産業常任委員長の互選について」です。総務産業常任委員会では現在、委員長が不在となっております。議会委員会条例第8条第2項の規定では、委員長・副委員長は、委員会において互選することになっておりますので、これより、総務産業常任委員会を第1委員会室で開いていただきます。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開いたします。
議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長に副委員長の4番 小野千春君、副委員長には、2番 村井智君がそれぞれ、あ、3番 村井智君がそれぞれ互選されましたので以上、ご報告いたします。

次に、日程第7「町長所信表明」です。これより、佐藤町長より所信表明を行っていただきます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀 おはようございます。本日ここに、令和8年八郎潟町議会第3回臨時会の開会にあたり、先の町長選におきまして、町政運営を担わせていただくことになりましたので、私の所信の一端を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに町民の皆様に、今後のまちづくりへのご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

広く町民の皆様からお寄せいただきました信頼と期待に応えるべく、今はその職責の重さに身の引き締まる思いであります。

まずもって、本年2月に公務中に倒れられ、予期せぬ形で職を辞することとなった畠山菊夫前町長におかれましては、17年8ヵ月の長きにわたる本町への多大なる貢献に、深く敬意と感謝の意を表しますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。また、この間の町政の空白を埋めるべく苦渋の決断を下された議員の皆様、並びに職務を全うされた副町長をはじめとする職員の皆様に敬意を表します。

私は、このような町政の節目に町長という重責を担わせていただくことの意味を深く胸に刻み、先人の皆様が築き上げてこられた歩みを大切に受け継ぎながら、新たな時代に向けた八郎潟町の未来を切り拓いていかなければならないと強く決意しております。

その決意のもと、これまで多くの町民の皆様と対話を重ねてまいりました。子育て世代、高齢者、農業者、商工業者、若者など、それぞれの立場から寄せられた声に共通していたのは、「安心して暮らしたい」「子どもたちに未来をつないでほしい」「八郎潟町を元気にしてほしい」という切実な願いでありました。

私は、その思いに応えるため、「すべての世代が希望を持てる町」「安心して暮らし続けられる町」「未来へつなぐ町づくり」を基本理念に掲げ、町政を進めてまいります。

まず第一に、「暮らしを守る町づくり」であります。

医療・介護・福祉の充実、防災・減災対策の強化、子育て支援や教育環境の充実など、町民の命と暮らしを守る施策を最優先に取り組んでまいります。

高齢化が進む本町においては、フレイル予防をはじめとする健康づくりを推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアの充実に努めます。また、子どもたちが夢や希望を持ち、自らの可能性を伸ばせる教育環境づくりにも力を注いでまいります。

第二に、「稼げる町づくり」であります。

本町の基幹産業である農業を守り育てるとともに、商工業や地域産業への支援を充実させ、地域経済の活性化を図ります。

また、新たな事業への挑戦を後押しし、民間企業の知恵やノウハウを積極的に取り入れながら、国・県の補助制度や民間資源を最大限活用し、持続可能な地域経済の実現を目指してまいります。

第三に、「人が集まる町づくり」であります。

交流人口・関係人口の拡大を図るため、観光、文化、スポーツ、ふるさと会、ふるさと応援大使の皆様との連携を深め、本町の魅力を町内外に積極的に発信してまいります。

さらに、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、就農を志す人材の受け入や育成を進めるとともに、町の自然、農業、食、歴史、文化などの地域資源を磨き上げ、その魅力を発信する担い手として活躍いただくことで、移住・定住の促進と関係人口の拡大につなげてまいります。

あわせて、子育て世代に選ばれる環境づくりを進め、「住みたい」「住み続けたい」と思える町を目指してまいります。

これらの取組を横断的かつ戦略的に推進するため、新たな町づくり部署の創設を見据えた全庁横断型のプロジェクトチームを設置し、産業振興、移住・定住、観光、地域振興などを一体的に推進する体制を整えてまいります。町の魅力を高め、新たな人の流れを生み出し、地域に活力を創出する司令塔として、機動的な行政運営を進めてまいります。

また、本年は町誕生70周年という大きな節目の年であります。町の歴史と伝統を築き上げてこられた先人の皆様に深く敬意を表するとともに、その貴重な財産を未来へ引き継ぎ、次の世代へ誇れる八郎潟町を築いてまいります。

町政運営にあたりましては、現場主義を基本とし、町民の皆様との対話を何よりも大切にしております。行政だけでできることには限りがあります。議会の皆様をはじめ、地域、各種団体、企業など、多くの皆様と力を合わせ、「オール八郎潟」でまちづくりを進めてまいります。

また、限られた財源の中で最大限の成果を上げるため、事業の優先順位を明確にするとともに、効果検証を行いながら、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

私は、対話と実行を大切に、一步一步着実に町政を前へ進めてまいります。

議員各位におかれましては、町民福祉の向上という共通の目的のもと、建設的なご議論とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

町民の皆様とともに、未来に希望が持てる八郎潟町を築いていくことをお誓い申し上げます、私の所信表明といたします。

議長 柳田裕平

佐藤町長の所信表明に対しての質疑は、9月定例会の一般質問でお願いいたします。

次に、日程第8 選挙第1号「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会議員の選挙について」上程します。同組合議員が欠員1名となっておりますので、組合規約第5条第2項に基づき選挙をするものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。これにより、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定いたしました。次に、指名方法についてお諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。これにより、議長が指名することと決定しました。
八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会議員に、2番 山田健太郎君を指名いたします。
お諮りします。只今、指名しました、2番 山田健太郎君を、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、只今、指名しました、2番 山田健太郎君が八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会議員に当選されました。
次に、日程第9 選挙第2号「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」上程いたします。これは、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、選挙をするものです。
暫時、休憩します。議会事務局より、説明があります。
(休憩)
(再開)
- 議長 柳田裕平 再開します。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。これにより、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定いたしました。次に、指名方法について、お諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。これにより、議長が指名することと決定しました。
秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、八郎潟町長 佐藤友紀君を指名いたします。
お諮りします。只今、指名しました、八郎潟町長 佐藤友紀君を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、只今、指名しました、八郎潟町長 佐藤友紀君が、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
次に、日程第10 承認第5号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。はい、佐藤町長。
- 町長 佐藤友紀 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料4ページをご覧ください。
承認第5号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」
令和8年6月23日告示、6月28日投開票の八郎潟町議会議員補欠選挙に係る補正予算及び老人福祉センターの漏水修繕に係る補正予算について、予算執行前に議会の議決を得る時間的余裕がないため関連予算について専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。
専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。
歳入歳出にそれぞれ653万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億3,086万6千円としております。
それでは、歳入をご説明いたします。
8・9ページ、前年度繰越金に653万円を追加しております。
続きまして、歳出をご説明いたします。
10・11ページ、総務費、選挙費、八郎潟町議会議員補欠選挙費に総額450万6千

円を追加しております。民生費、老人福祉センター設置費には、202万4千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第3号）の専決処分の概要であります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、承認第5号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。承認第5号についての質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第10 承認第5号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、日程第11 議案第40号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について」、議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀

議案第40号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ758万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億3,845万4千円としております。

それでは歳入についてご説明いたします。

8・9ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金507万円を追加しております。これは、国の令和8年度補正予算の成立を踏まえ、国庫支出金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するためのものです。前年度繰越金には、251万8千円を追加しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10・11ページ、衛生費、上水道費に758万8千円を追加しております。これは、物価高騰対策として水道事業会計が実施する、水道料金の減免に関して補助金を交付するものであります。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案第40号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、9番 畠山君。

9番 畠山一充 はい、9番 畠山です。歳出で、佐藤町長のほうから11ページの件についてご説明がされてまして。

実際、商品券第9弾、開催されておまして、その時、私も水道料金の話、ちょっと要望等出していたところ、今回、このようなかたちで予算措置というか予算計上いただいて、採決はもらってないんですけども、良かったなと感じております。

水道事業会計のほうで、また話あるかと思うんですけども、その補助金の減免という期間なんか、もし、水道事業会計のほうで説明されるのか、そこらへん、うまくなければ、その時また発言しますけど。どうかお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、村井課長。

総務課長 村井健一 今、議員おっしゃったように、水道会計のほうにも、その予算を計上しております。物価高騰の交付金については、八郎潟町５０７万円、これが上限額として示されております。５００万ですので、世帯にすると約２，０００円とか、人口にしても１，０００円とか、極々少額な金額となります。

いろいろ何を充ててやればいいのかと、いろいろ検討したんですが、１ヶ月でいくと、その金額に満たないところもありますし、２ヶ月でいくと、若干持ち出しは生じますけれども、適当な期間じゃないかなというところがございます。

加えて申しますと、システム更新に１１２万程掛かります。今の国の動きでいきますと、まだまだこれからですね、この少額的な交付金は、まだこの後も、もう少しあるのかなという予測も立てれますので、水道料金の減免、一回システム更新しておくそうですね、この後も、その活用に二回目、三回目とやっていけることが予想されましたので、適当な期間としては２ヶ月、システム改修を加えまして、そのように判断いたしました。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第４０号についての質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第１１ 議案第４０号「令和８年度八郎潟町一般会計補正予算（第４号）について」を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって、議案第４０号は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第１２ 議案第４１号「令和８年度八郎潟町水道事業会計補正予算（２号）について」議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀
議案第４１号「令和８年度八郎潟町水道事業会計補正予算（２号）について」説明いたします。
補正予算書１３ページをご覧ください。
収益的収入に１１２万円を追加し、総額を１億３，７６２万７千円としております。収益的支出には同額を追加し、総額を１億５，７９７万円としております。
１６・１７ページをご覧ください。収益的収入の水道料金からは、基本料金２ヶ月分を減免するため、６４６万８千円を減額しております。他会計繰入金７５８万８千円の追加は、物価高騰対策として、水道基本料金の減免に係る費用を一般会計から繰り入れるものとなっております。収益的支出は、水道料金の減免に係るシステム改造費となっております、１１２万円を追加しております。

以上が水道事業会計補正予算（第２号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案第４１号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、４番 小野千春君。

４番 小野千春 はい、４番 小野です。基本的なことをご質問差し上げます。
今回６４０万、約６４０万減免ということでしたけれども、この具体的なことで基本料金が下げられるのか、それとも、夏場ですので、お水たくさん使う人とか使わない人とか、その世帯によってバラツキがあると思いますが。その使った使用料に対する単価が下がるのか、どういったかたちで減免になるか教えてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。今回、減免対象としておりますのは、水道料金２ヶ月分の基本料金５立方までの基本料金でございます。

なお、対象としまして、町の公共施設、学校を除く全ての一般家庭、事業所の基本料金2ヶ月分を減免として今回の予算案となっております。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

4 番 小野千春 はい、ありがとうございました。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、小林君。

8 番 小林響騎 はい、8 番 小林です。一点だけ質問させていただきます。
まず、システム改修ってということで水道料金、皆さん公平に下がるので良かったなと思っております。
システム改修ってことなので、質問なんですけど。維持費とか、掛からないのか。払い切り112万円、払い切りで今後も掛からないのか、その部分、お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、ご質問にお答えいたします。
今回の予算計上しましたシステム改造費でございますが、基本料金を一括で減免できるプログラムの修正、それから、奇数月に、検針月に皆様にお配りしております検針票、これのシステム改造費、一部修正等を加えた委託料でございます。この後の経費は発生いたしません。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、小林君。

8 番 小林響騎 すいません、もう一点だけ、ちょっと聞かせてください。
まず、紙、配られてるやつ変わるってということで、現場の方、混乱とかはなく出来そうな感じでやれそうですか。その部分、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、加藤君。

建設水道課長 加藤恒貴 この検針…あ、お答えいたします。検針票の検針データが皆様一般家庭、事業所、全ての検針データに反映されますが、このことについては、町の広報並びにSNS等、ホームページ等で、その基本料金を減免いたしますという検針表のデータとなっております。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、小林君。

8 番 小林響騎 あもう、もう一回、質問させていただきます。
自分が質問したのは、町民の方ではなくて、あれです、現場のやってくれる、お仕事してる方のほうを、ちょっとお伺いしてるので…お願いします。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。失礼いたしました。
検針員のほうにも、その旨は周知しながらやっていく計画でございます。

議長 柳田裕平 3回までの質問ですので、打ち切ります。他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようでございます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第12 議案第41号「令和8年度八郎潟町水道事業会計補正予算（2号）について」を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第13 議案第42号「特別功労表彰の同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀 会議日程資料5ページをご覧ください。

議案第42号「特別功労表彰の同意を求めることについて」ご説明いたします。

八郎潟町表彰条例第3条の規定に基づき、町政の振興に特に尽すいし、町民の名誉として永くその功労をたたえるに足りる者として、前八郎潟町長畠山菊夫氏を特別功労者として表彰することについて、議会の同意を求めるものであります。なお、同条例第6条に基づく表彰審査委員会においては、全委員一致で特別功労表彰を受けるものとして決定しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案第42号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 私は表彰には反対するものではないんですが、我々が盛んに議論して178条、175条、自治法の175条について、苦渋の決断をしたんですが。その175条には、過ちを起こした人が適用される条項になってるんですが。そのことについて、十分に審議した上で、この内容が定められたか否かを教えてください。

議長 柳田裕平 はい、村井課長。

総務課長 村井健一 加藤議員の質問にお答えしますが、不信任決議の話だと思いますが、議論したというのは表彰審査会の中での話でしょうか。あのう、それはもう、今回の表彰審査会、7月16日の日に開催しておりますが、それについては、報道各社、マスコミの報道も、あの通りありましたので、委員になられた方も十分に、そのことは認識しております。

その中で、不信任決議によって失職したというところを踏まえながらですね、今回の表彰の決定したところまで審議しております。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第13 議案第42号「特別功労表彰の同意を求めることについて」原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第14 議案第43号「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀 会議日程資料7ページをご覧ください。

議案第43号「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明いたします。

本年7月19日をもって任期満了となった農業委員会委員を任命するため、3月議会において委員候補者12名を選任いたしました。令和8年6月9日付けで、1名から辞退届が提出されました。

委員定数を満たすため、急遽、欠員補充の募集を行ったところ、1名の応募があり、新たに農業委員を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規

定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案第43号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第14 議案第43号「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について」、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに
決定しました。
次に、日程第15 報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報
告について」、当局より報告を求めます。はい、佐藤町長。

町長 佐藤友紀 会議日程資料9ページをご覧ください。
報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」
除雪作業中の物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第1
80条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の
規定により報告するものであります。
令和8年1月から令和8年2月にかけて、町直営除雪車両が除雪作業中に発生した事
故のうち4件について、相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うた
め専決処分したものであります。
自己に伴います過失割合は町側100%であります。
今後につきましては、このような事故が無いよう除雪作業の安全管理の徹底を図ると
ともに、事故の再発防止に一層努力してまいります。

議長 柳田裕平 これより、報告第6号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。あ、はい、11番 小柳君。

11番 小柳 聡 はい、まずじゃあ今回は、今年度13件で終わったというところを、ちょっと確認だけ
させてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤議長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。
この受付番号は、13となっておりませんが、除雪に関するものだけでなく、1月以
降の報告番号載せてございます。
今回、除雪に関する案件は4件。それから、第1回臨時会でご報告いたしました4件、
合わせて8件分となっております。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、小柳君。

11番 小柳 聡 実はそれで、それで、除雪の案件はもう終わったといった認識でよろしいですね。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。その通りでございます。

議長 柳田裕平 他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。これにて、報告第6号についての質疑を終わります。
以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、八郎潟町議会第3回臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でございます。
なお、議員の皆様は、このままお待ちください。

(閉会 午前10時54分)